

結婚披露宴を迎える新郎新婦様へ

# 著作権および著作権隣接権に関するご案内

*information about music & movie*

ご結婚おめでとうございます。  
おふたりにとって大切な結婚式のご準備を進めさせていただくにあたり  
注意点をご案内させていただきます。

## 著作権について

- 著作権とは？** ▶ 作詞者・作曲者など、著作物を創作した人が持っている権利です。  
**著作権隣接権とは？** ▶ 実演家（歌手・アーティスト等）やレコード会社などが持っている権利です。

挙式・披露宴の中で使用される音楽や演出映像のBGMにアーティスト等による市販楽曲の音源を使用する場合は、著作権・著作権隣接権を侵害しないよう使用許諾を得ることが著作権法により定められております。

※JASRAC（日本著作権協会）プライダルコンテンツ運用基準

結婚式は不特定多数の者が参加される為、私的利用の範囲（所有者の家族 またはそれに類する者での使用）に該当しない見解として特定されました。

## 音源・映像のお持ち込みについて

### 市販CDの原盤のみとさせていただきます。

原盤のCDから別のメディアに音源をコピー（複製）して結婚式で使用することは、その行為に対して著作権者に許諾を得る必要があります。  
余興でご利用される場合もCD原盤のご用意をお願いいたします。



about  
MUSIC & SOUND

お持ち込みの  
音源について

### ● レンタルCD・ダウンロード楽曲

レンタルCD・ダウンロード楽曲は、その使用目的に「個人利用の範囲に限る」と定められており、挙式・披露宴会場で使用することが禁止されておりますのでご注意ください。

### 利用可能な音源

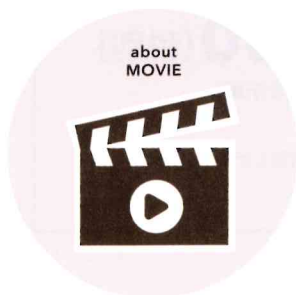


利用可能な音源  
・市販CD原盤  
・生演奏



利用不可の音源  
・データで複製された音源（CD-R、SDカード）  
・レンタルCD

## 上映できる条件



about  
MOVIE

お持ち込みの  
映像について



著作権フリー楽曲を  
使用している



新郎新婦・ご友人様が直接申請し、  
承諾を得た楽曲を使用している

上記条件を、事前に確認させていただきます。著作権法に反する映像の上映は固くお断りをさせていただきますので何卒ご理解・ご協力をお願い致します。

※著作権フリー音源とは、著作権・著作権隣接権を侵害しない音源で、著作権フリー曲として販売又は無料提供されています。  
※海外の著作権フリー音源は詳細に設定（使用制限など）されている場合がございますのでご注意ください。  
※著作権・著作権隣接権の申請手続きには時間・費用が大きくなることと申請を許可されない楽曲もあります。



映像の内容について、下記の場合は著作権違反となる恐れがありますのでご注意ください。

映画やテレビ番組・CMなどのワンシーンを使っているもの